

蕨戸田衛生センター組合障害者活躍推進計画

令和2年5月1日

蕨戸田衛生センター組合
管理者 頼 高 英 雄

1 策定趣旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号。以下「改正法」という。）が公布され、国及び地方自治体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が定めた障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みに関する計画」を作成するものとされたことから、改正法第7条の3第1項の規定に基づき、本組合における障害者雇用の推進と職員の障害者雇用の理解及び基本的な知識の普及を図ることを目的に本計画を策定する。

2 計画の対象

蕨戸田衛生センター組合

3 計画の期間

令和2年5月1日から令和7年3月31日

4 計画の周知

計画の策定時及び改定を行った場合は、職員に周知する。

5 計画の公表

計画の策定時及び改定を行った場合は、本組合の公式ホームページに掲載する。

6 本組合の障害者雇用における課題

本組合においては、職員総数が26名程度の小規模な組織であり、法定雇用障害者人数が1人に満たないことから、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っておらず、また、職員から障害があることの申告を受けることなどは行っていないことから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

7 目 標

(1) 採用に関する目標

今後、職員の採用を進める中で、障害者の採用の可能性を検討するとともに障害者の雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 定着に関する目標

今後、障害者の雇用があった場合に定着状況データを把握し、目標を定める。

8 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ① 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
- ② 障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、総務課庶務係を障害者である職員の相談窓口とする。
- ③ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヵ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新規採用した職員が障害者であった場合や職員が在職中に疾病や事故等により障害者となった場合には、負担なく遂行できる業務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ① 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価における面談において、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ② 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - オ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

9 その他

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

(2) 本組合の委託業務のうち障害者が就労可能なものについては、仕様書において障害者を雇用することを定め、障害者の活躍の場を提供する。